

【第5号議案】

滋賀県スポーツ施設協会 規 約 (案)

(名 称)

第1条 この協会は、滋賀県スポーツ施設協会（以下「協会」という）と称し、公益財団法人日本スポーツ施設協会の支部とする。

(目 的)

第2条 この協会は、滋賀県におけるスポーツ施設の適正な管理、運営について研究協議し、もって体育・スポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ施設の管理者および協会の会員等の相互の連絡を図るとともに、スポーツ施設の適正な管理、運営について研究協議会を開催する。
- (2) スポーツ施設の運営について、関係団体の諮問に応じ意見を具申する。
- (3) 公益財団法人日本スポーツ施設協会の諸事業に関する協力・連携事項。
- (4) 県外のスポーツ施設の管理者と連絡協議する。
- (5) その他、協会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所の所在地)

第4条 この協会の事務所は、公益財団法人滋賀県スポーツ協会が管理する施設事務所に置く。

(組 織)

第5条 この協会は、次に掲げるもの（以下「会員」という）で組織する。

- (1) 滋賀県またはこれに準ずる団体の管理するスポーツおよび体育施設。
- (2) 市町またはこれに準ずる団体の管理するスポーツおよび体育施設。
- (3) 会社、事業所等が管理するスポーツおよび体育施設。
- (4) 会長が推薦するスポーツおよび体育施設。

(役 員)

第6条 この協会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理 事 若干名
- (4) 監 事 2 名

2 会長は、滋賀県支部を置く施設長がこれに当たる。

3 理事は別に定められたブロックにおいて輪番で定め決定する。

4 副会長、監事は県立ブロック及び第1ブロックから選出し、理事会の議決を経て、会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、協会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代行する。

3 理事は、会長の定めるところにより会長を補佐して、協会の業務を執行する。

4 監事は、協会の会計および業務を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠または増員による役員任期は、前任者または現任者の在任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

(顧問等)

第9条 この協会に、顧問、参与を置くことができる。

(総会および理事会)

第10条 この協会に、総会および理事会を置く。

(総会)

第11条 総会は、会員および役員で構成する。

2 総会は、会長が召集し、その議長となる。

3 総会は、毎年1回とし、必要に応じて臨時総会を召集することができる。

(総会の権限)

第12条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

(1) 規約の変更

(2) 毎事業年度の事業計画ならびに予算および決算

(3) その他協会の業務に関する重要事項

(総会の定足数および表決)

第13条 総会は、構成員の総数の半数以上が出席しなければ開会することができない。

2 総会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 正会員全員が、総会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた時はこの限りではない。

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長、および理事で構成し協会の重要な業務について審議する。

2 理事会は、必要に応じて会長が召集する。

3 第13条の規定は、理事会に準用する。

4 会長は、理事会において審議すべき事項で、緊急を要し理事会を召集する暇のないと認めるときには、これを処理することができる。

5 会長は、前項の規定による処置については、次の理事会においてこれを報告しなければならない。

(理事会の決議の省略)

第15条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(負担金)

第16条 会員は、年額別表に定めた負担金を納付しなければならない。ただし、やむを得ず事業等中止した場合、予算の承認があれば次年度の負担金の納付を一時的に免除することが出来る。

(経費)

第17条 この協会の経費は、次に掲げるものをもってこれに充てる。

- (1) 負担金
- (2) 寄付金
- (3) その他の収入

(事業年度)

第18条 この協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画)

第19条 この協会は、毎事業年度事業計画および予算を作成しなければならない。

(決算)

第20条 この協会は、毎事業年度の決算を翌事業年度の5月31日までに完結しなければならない。

(職員)

第21条 この協会の事務を処理するため、必要な職員を置くことができる。職員の任命は会長がする。

(施行の細目)

第22条 この規約の施行については、必要な事項は、会長が定める。

付 則

この規約は、昭和40年11月25日から施行する。  
ただし、第15条の規定は、昭和41年4月1日から適用する。

付 則

この規約は、昭和43年 3月22日から施行する。

付 則

この規約は、昭和52年 5月17日から施行する。

付 則

この規約は、昭和63年 5月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成 2年 5月17日から施行する。

付 則

この規約は、平成 4年 6月 3日から施行する。

付 則

この規約は、平成10年 5月22日から施行する。

付 則

この規約は、平成13年 7月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成16年 5月25日から施行する。

付 則

この規約は、平成19年 7月18日から施行する。

付 則

この規約は、平成24年 6月14日から施行する。

- 付 則  
この規約は、平成29年 6月 8日から施行する。
- 付 則  
この規約は、平成30年 6月12日から施行する。
- 付 則  
この規約は、令和 2年 5月19日から施行する。
- 付 則  
この規約は、令和 3年 6月 8日から施行する